

子育て・教育の無償化に向けて

背景

子育て・教育にかかる負担感の増大や将来への不安から、出産を諦める世帯も少なくない

方針

誰もが安心して子育て・教育ができるよう、社会全体で子育て世帯を支える

「子育て・教育の無償化」に最優先で取り組む

新たな取組

- 子育て世帯の様々な不安や負担を軽減することが必要
- 子どもたちが個性や才能を伸ばす機会を拡大することが必要

◆ 0～2歳児の保育料無償化に向けた取組 ◆ 習い事・塾代助成の所得制限撤廃

0～2歳児の保育料無償化に向けた取組

現状

多子世帯においては、
年収360万円以上の場合、
小学生以上はカウント対象外

第2子は半額
(第3子以降は無償)

令和6年9月以降

所得制限を撤廃し、
小学生以上もカウント

第2子の保育料を無償化

令和5年補正予算（500万円）

◆ 上記制度変更のためのシステム改修



0～2歳児の保育料無償化に向けた取組

多子軽減の所得制限撤廃と第2子の保育料無償化

国制度と 本市独自取組の イメージ		年収360万円以上		年収360万円未満
		きょうだい全員が保育所等を利用	小学生以上のきょうだいがいる	小学生以上のきょうだいがいる
小学生以上			 (第1子) 第1子が カウントの対象外 → カウントの対象に	 (第1子)
保育施設	3～5歳	 (第1子) 無償		
	※3～5歳は保育料無償（国制度）		第2子のため“無償”に	第2子は“無償”に
	0～2歳	 (第2子) 第2子は“無償”に 半額  (第3子) 無償	 (第2子) 第1子の扱い → 全額  (第3子) 第2子の扱い → 半額 第3子のため“無償”に	 (第2子) 半額  (第3子) 無償

保育人材確保対策事業の拡充

背景

- 第2子の保育料無償化や雇用状況の改善に伴い、保育ニーズの増加が見込まれ、更なる保育士の確保が必要
- 市内の民間保育施設に勤務する保育士の離職率が高く、定着促進に向けた対策が必要（勤続年数4年以下の保育士が約7割）

継続して働く民間の保育士に一時金を支給

事業内容

- 民間の認可保育施設で勤務する5～7年目、10年目、15年目、20年目、25年目以上の保育士に一律20万円支給（短時間勤務保育士は10万円）
- 支給対象者数 約4,000人（令和6年1月1日時点で勤務する保育士）

令和5年補正予算（7億1,800万円）

◆保育士への一時金及び事務費



習い事・塾代助成の所得制限撤廃

現 状

- ・学習塾、文化・スポーツ教室などの学校外教育にかかる費用を助成(月額上限1万円)
- ・助成対象は、市内在住の小学5、6年生と中学生の約5割 ※所得制限あり



所得制限を撤廃し、市内在住のすべての小学5、6年生と中学生に助成対象を拡大

助成対象者数 約50,000人 → 約100,000人 (令和6年10月から)

スケジュール(予定)

令和5年10月～	システム改修着手
令和6年4月～	利用者・参画事業者への周知等
<u>令和6年10月～</u>	<u>所得制限撤廃</u>

令和5年補正予算 (6,600万円)

◆上記制度変更のためのシステム改修等

